

町田ゼルビアスポーツスクール規約

(名称)

第一条 当スクールは、「町田ゼルビアスポーツスクール」と称する。

(位置付け)

第二条 町田ゼルビアスポーツスクール（以下「スクール」という）は、特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田（以下「AC 町田」という）の定款第 5 条 1 項（1）の（ア）に定める「スポーツスクール等を通じた、スポーツの啓発普及に関する事業」として位置付ける。

(募集)

第三条 スクール入会者（以下「会員」という）は以下の基準で募集する。

1. フットボールスクール：3 歳から小学 6 年生までの男子・女子
2. チアリーディングスクール：4 歳から中学生までの女子
3. 上記各号のいずれかを満たし、且つ心身ともに健康である者

(事業年度)

第四条 スクールの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

(会員)

第五条 会員は AC 町田の定款第六条（2）に定めるスポーツ会員として位置付ける。

2 会員は、所定の入会申込書をスクールのコーチまたはスクール事務局（以下「事務局」という）まで提出し、入会申込を行なう。

(会費)

第六条 月会費は、別に定める通りとし、入会初月は、入会金 3,100 円、年会費 6,180 円を合わせて納入すること。但し、途中入会の年会費は、月当たり 515 円とし、年度残月分を入会初月に納入すること。

- 2 会費の納入は、自動引落にて行なう。自動引落の申込書は、入会時に速やかに提出するものとする。自動引落の手続き完了までは振込にて納入する事とする。
- 3 会費の納入は、毎月 27 日（休日の場合は、翌営業日（平日））に、その翌月分の納入を行う。
- 4 既に納入した会費は、会員がその資格を喪失しても返還しない。
- 5 各月 16 日以降の入会の場合、当該入会月の月会費の半額とする。
- 6 会費の管理は、事務局が行う。
- 7 経済変動に伴い各種料金を変更することがある。

(中止)

第七条 以下にあげる事由により、開催を中止することがある。

1. 祝日
2. 雨天などによるグラウンド状況の悪化
3. グラウンド所有者の申し出
4. スクールコーチの病気・怪我
5. その他、AC 町田理事会にて承認された理由

(開催回数)

第八条 スクールは、各クラスの4月～3月までの最低年間開催回数を36回以上と定め、規定回数を下回った場合は、振替を行う事とする。振替となる場合は、別途連絡する事とする。

(着衣、用具)

第九条 スクール受講時の着衣、用具については、原則として、スクール指定のウェア・用具を購入し、使用するものとする。

(事故)

第十条 スクールは、事故を未然に防ぐべく、然るべき措置を講ずる。同時に各スクール生並びにその保護者は、各自の判断と責任において、最大の注意を払う。万が一、事故が発生した場合には、当スクールは速やかに然るべき処置を行う。またその責任は、(保険) 第十一条の範囲内とする。

- 2 事故を未然に防ぐ為、スクール終了後は速やかに帰宅し、スクール会場に残らない。
- 3 スクール時間外での事故・怪我については、保険の適用はされないものとする。

(保険)

第十一条 会員は全て、スクールの指定するスポーツ傷害保険に加入する。

- 2 会員の保険料は、4月～12月入会の場合は、1,500円とし、1月～3月入会の場合1,000円とする。入会時並びに第四条に定める事業年度初めに納入すること。
- 3 手続きは、スクールが代行する。

(負傷時の処置)

第十二条 会員がスクール時に怪我をした場合にはスクールが応急処置を施す。但し、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、スクールは責任を負わないものとする。

(紛失、盗難)

第十三条 各自の管理元で行うこととし、万が一、盗難、紛失があった場合にはスクールは一切その責任を負わないものとする。

(資格の喪失)

第十四条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき。
2. 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
3. 正当な理由なく、3カ月以上の会費を滞納し、催告してもそれに応じず、納入しないとき。
4. 除名されたとき。

(退会)

第十五条 会員は、スクールが別に定める各種変更届をスクールコーチに提出して、任意に退会することができる。

- 2 各種変更届は退会希望月の10日までに提出のこと。

(休会)

第十六条 会員は、スクールが別に定める各種変更届をスクールコーチに提出して、任意に休会することができる。

- 2 休会は、各種変更届を提出した翌月から有効とする。
- 3 休会期間中は所定月会費の半額分を納入する事とする。
- 4 休会期間は2ヶ月までとする。

(除名)

第十七条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、AC町田理事会の議決により、それを除名することができる。この場合、そのスクール生に対し、議決の前に弁解の機会を与えなければならない。

1. この規約に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は他のスクール生に迷惑をかけたとき。

(個人情報、肖像権)

第十八条 会員ならびにその保護者は、次の各号について入会時点で理解したものとする。

1. スクールの運営上、知り得た会員の個人情報については、スクール並びにAC町田の事業にのみ使用し、第三者へ無断で公表しない。
2. スクール並びにAC町田の活動を広報するため、会員の練習風景等の写真を使用することがある。

(改廃)

第十九条 本規約の改廃は、AC町田総会にて審議を行う。

- 2 前項により改廃が発生した場合、スクールコーチは速やかに会員、保護者の全てに報告しなければならない。

(その他)

第二十条 本規約に記載のない事項が発生した場合、AC 町田理事会にて審議する。

第二十一条 会員は、FC 町田ゼルビア・ジュニアゼルビー会員と同等の特典の付与を行う。

(準拠法、裁判管轄)

第二十二条 会員と当法人との間で紛争が生じた場合には、会員と当法人で誠意をもって協議するものとする。

2 本規約の準拠法は日本法とする。また、サービスまたは本規約に関連して会員と当法人との間で生じた紛争については、八王子地方裁判所を第一専属管轄裁判所とする。

付則 本規約は 2003 年 4 月 1 日より施行する。

2004 年 8 月 1 日改訂

2005 年 8 月 7 日改訂

2006 年 5 月 13 日改訂

2008 年 2 月 11 日改訂

2013 年 6 月 13 日改定

2014 年 3 月 12 日改定